

役員の報酬等の支給基準（案）について

1 決定の手続き

法人は、役員の報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、知事に届出、公表しなければならない。知事は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は、支給基準決定の原則に照らして適正なものであるかどうかについて、意見があれば知事に申し出る。

【地方独立行政法人法】

(役員の報酬等)

第 48 条

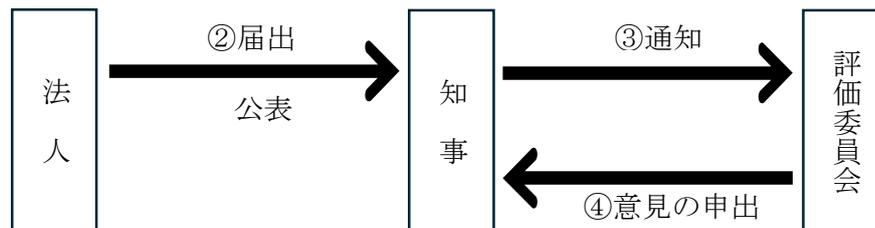
2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(評価委員会の意見の申出)

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第 3 項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

①支給基準の策定



2 支給基準決定の原則

役員の報酬等の支給基準は、広島県職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

【地方独立行政法人法】

(役員の報酬等)

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(準用)

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第 48 条第 3 項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

3 役員構成

法人の役員は、理事長1人、副理事長2人以内、理事7人以内及び監事2人以内。

【地方独立行政法人広島県立病院機構定款】

(定数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

4 支給基準（案）

(1) 常勤役員

区分	説明
給料月額	理事長：1,122,000円 副理事長：1,049,000円 理事：716,000円～979,000円 ※法人職員を兼務する役員は、職員の給与規程を適用
地域手当	職員の例による
通勤手当	職員の例による
期末手当	(給料月額+地域手当の月額)×1.2×4.60月分
退職手当	支給しない

(2) 非常勤役員

区分	説明
非常勤役員手当	日額 39,200円
通勤手当	費用弁償とする

〔参考〕他自治体の役員の報酬との比較

機構	広島県	東京都	秋田県	広島市	大阪市
理事長 (年額)	2,100万円程度 (副理事長1,960万円程度)	2,230万円 以内	2,100万円 以内	1,900万円 以内	2,000万円 以内
非常勤 理事	日額 39,200円	理事長が別に 定める額	日額 32,000円	日額 30,000円	日額 40,000円
非常勤 監事		日額 50,000円	年額 1,000,000円		

5 報酬等規程（案）

別紙「地方独立行政法人広島県立病院機構役員報酬等規程（案）」のとおり